

# 東北大学大学院工学研究科創造工学センター利用規則

制定 平成14年9月27日

改訂 平成19年8月30日

改訂 平成22年7月30日

改正 平成31年3月25日

改正 令和4年1月31日

(趣旨)

第1条 この規則は、東北大学大学院工学研究科創造工学センター（以下「センター」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用できる室とその設備・機器)

第2条 センターにおいて利用することができる室とその設備・機器は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 機械加工室 工作機械・器具
- (2) 多目的室(大) 作業台等
- (3) 材料実験室 実験機器・器具
- (4) 材料調整室 実験機器・器具
- (5) デジタル造形室 造形機器一式
- (6) デジタル設計室 CAD 機器一式、テレビ会議システム
- (7) 情報処理室 ワークステーション、プリンタ、大判プリンタ
- (8) 多目的室(小) 打ち合わせ机・椅子等

(利用資格者)

第3条 センターを利用することができる者は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 工学部・工学研究科の学生及び教職員
- (2) 工学部の教員が担当する全学教育科目「学問論演習」を受講する工学部以外の学生
- (3) 工学部・工学研究科を兼任する教員の研究室に所属する学生
- (4) その他センター長が認めた者

(利用日及び利用時間)

第4条 センターの利用日及び利用時間は、平日8:30～17:00とする。

ただし、平日以外の利用日及び利用時間の延長についてセンター長に申請したものについては、利用状況管理上の事由を勘案し、これを認めることがある。

(利用の申請)

第5条 センターを利用しようとする場合は、あらかじめ、センター長に申し出て、その許可を得なければならない。

2 前項の申請手続については、別に定める。

(利用の許可)

第6条 センター長は、前条の利用の申請があった場合は、利用内容等を審査の上、これを許可する。この場合においては、次の第1号から第6号の順の優先順位を勘案するものとする。

- (1) 創造工学研修及び学問論演習
- (2) 創造工学センター主催の講習会
- (3) 学生及び教職員の自主的創作活動
- (4) 地域社会へのサービス行事及び学外への広報活動
- (5) 専門科目中の共通科目的な実験・演習
- (6) その他

(許可の要件等)

第7条 学生がセンターを利用する場合は、学生教育研究災害傷害保険（学研災）及び学生教育研究賠償責任保険（学研賠）への加入とともに、当該機器の利用にセンターで定めるライセンスの取得が必要とされる場合は当該ライセンスを取得していなければならない。ただし、教職員の引率の下に利用する場合に

は、学生教育研究災害傷害保険及び学生教育研究賠償責任保険の加入を除いては、この限りでない。  
2 教職員がセンターを利用する場合は、前項に規定するセンター主催の講習会の受講によるライセンスの取得等、又はセンター長がこれと同等以上の知識・技能を有するものと認めたものとする。

(カードキーの登録)

第8条 第6条の許可を受けた者が教職員又は工学部及び工学研究科の学生の場合に許可を受けた時間帯に直接入退室できるカードキーの登録をすることがある。

2 カードキーの登録の手続は、別に定める。

(安全等に対する心得)

第9条 センターを利用する学生及び教職員は、不慮の事故等が生じないように、自ら常に、安全に配慮しなければならない。

2 学生を引率する教職員は、学生がセンターの室とその設備・機器を使用するに当たっては、適切な指導・助言を行うよう努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、センターの利用の心得は、別に定める。

(事故等の措置)

第10条 不慮の事故等が生じた場合は、工学研究科・工学部「安全マニュアル」に従い、速やかに必要な措置を採るものとする。

(利用の制限)

第11条 センター長は、この規則に反した者又は利用の指示に従わなかった者に対し、利用を禁止し、又は制限することができる。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、センターの利用に関し必要な事項は、拡大運営会議の議を経て、センター長が定める。

附 則

この規則は、平成14年9月27日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年8月30日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年7月30日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年3月25日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。